

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：白馬村棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧北城村地域の棚田

- ① 立の間集落棚田 (1/10 (4ha)、うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は4ha) ※ha以下四捨五入
- ② 野平集落棚田 (1/12 (2ha)、うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は2ha) ※ha以下四捨五入
- ③ 青鬼集落棚田 (1/11 (5ha)、うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は5ha) ※ha以下四捨五入

(2) 旧神城村地域の棚田

- ① 飯田・堀之内集落棚田 (1/24 (21ha)、うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は8ha) ※ha以下四捨五入
- ② 内山集落棚田 (1/36 (12ha)、うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は2ha) ※ha以下四捨五入

※範囲については別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

【耕作放棄地の発生防止及び復旧】

- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月まで耕作放棄を発生させない。
- ・白馬村全域の棚田地域について、令和7年3月までに耕作放棄率(現状9.7%)を0.5%減少させる。少なくとも耕作放棄率を維持する。

【棚田保全活動参加者の確保】

- ・白馬村全域の棚田について、中山間地域直接支払事業の集落組織と各行政区が連携を取りながら、令和7年3月までに棚田の保全活動に参加する人数を全体で8名増加させる。
- ・棚田保全活動に係るボランティアの参加者を令和7年3月までに参加人数で10%増加させる。
- ・白馬村全域の棚田地域について、棚田集落を活動範囲とする新規認定農業者及び新規就農者を1名以上増加させ、担い手の確保を行う。

【生産性・付加価値の向上】

- ・令和7年3月までに担い手（認定農業者等）が参加する棚田地域を1地域増加させる。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までにスマート農業の導入を検討し、遠隔による取水等調整型若しくは水位監視型の水位計等を2台以上、自動草刈り機やドローンは1台以上導入の検討をする。
- ・各棚田が共同使用する器具・機械について、令和7年3月までに各地域1台以上導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

【農産物の供給の促進】

- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までに棚田米の生産量を1%以上増加させる。少なくとも生産量を減少させない。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までに棚田で生産される農産物の販路拡充として、取扱い店を1箇所以上増加させる。

【自然環境の保全・活用】

- ・白馬村全域の棚田地域について、令和7年3月までに自然ふれあいイベント等（既存の野平地区桜、内山地区ホタル、北城・神城地域の川・源流等の自然観測イベント及び新規に計画するイベント）を開催し、年間500名の観光客数を目標とする。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までに鳥獣被害件数を2%以上減少させる。
- ・白馬村全域の棚田について、鳥獣被害防止のための藪草刈作業を各棚田で年間2回以上開催し、参加者の増加を目標とし、少なくとも参加者を減少させない。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までに鳥獣被害防止のための電気柵の整備を進め、電気柵設置距離を5%以上伸ばす。

【良好な景観の形成】

- ・白馬村全域の棚田及び棚田の属する行政区について、景観形成を目的とした景観植物（遊休農地等を活用した菜の花等、棚田集落内に植えられるコスモス、スイセン、アジサイ等の景観形成を図る目的で植えられる草花）の植栽活動を及び維持管理活動（既存の花壇や桜等植木の保全管理及びオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ等の外来植物の駆除活動）を年2回開催する。
- ・白馬村全域の棚田地域について、生態系の保全を目的とした、水環境等の保全活動（水路の清掃活動、ホタルや植栽の管理及び調査、オオカワチジャ等の外来植物の調査及び駆除活動等）を年2回以上開催する。

【伝統文化の継承】

- ・棚田及び棚田の属する行政区の祭り（各地区の春・夏・秋祭り、お宮祭りやどんど焼き（おんべ）、秋葉様・太郎氏様祭り、内山地区数珠廻し、青鬼地区火揉みの神事等の地域の伝統的に開催されており、集落のつながりを促進させるもの）を継承し、開催を継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

【棚田における都市農村交流の通じた関係人口の創出・拡大による地域振興】

- ・白馬村全域の棚田地域について、農業体験イベント（各地区、農業法人及び企業が開催する田植えや収穫、加工等の農作業を体験するイベント）を年に2回以上開催し、年間50名以上の参加者を目標とする。
- ・白馬村全域の棚田地域について、令和7年3月までに農業体験イベント・自然体験イベントや棚田保全活動に係るボランティア活動に参加する人数を10名以上増加させる。
- ・白馬村全域の棚田地域について、令和7年3月まで農業体験イベント・自然体験イベントや棚田保全活動に係るボランティア活動に参加する人数のうち10名以上は白馬村の村外在住の方とし、関係人口の創出を目標とする。
- ・白馬村全域の棚田地域について、令和7年3月までに集落支援員や地域おこし協力隊、移住定住促進部署と連携を図りながら、移住・定住者を1名以上にすることを目標とする。

【棚田を観光資源とした地域振興】

- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までライトアップイベント等の新規イベントの開催を検討し、観光客の誘客を目標とする。
- ・白馬村全域の棚田について、既存のイベント（農業体験イベント、野平地区酒米・酒造り等に関するイベント、内山地区ホテル観測会、旧北城村地区木流川観測会等）を継続して開催する。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月までに白馬村観光課及び各企業と連携を図りながら観光客数を5%増加させる。
- ・白馬村全域の棚田について、令和7年3月まで集落支援員や地域おこし協力隊、移住定住促進部署及び各企業と連携を図りながら1軒の空き家もしくは古民家を再生活用する。
- ・白馬村全域の棚田について、観光資源の向上のための整備として、トイレ、駐車場、案内看板、道路等の環境の整備を検討し、令和7年3月まで観光資源の向上のための整備を1箇所以上実施し、観光客の誘客を目標とする。

【棚田米を活用した六次産業化の推進】

- ・白馬村全域の棚田地域について、特産品部署及び各企業と連携しながら、令和7年3月までに棚田米を原料とした加工品及び販売品の販売量を2%増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月（中山間地域等直接支払事業に合わせ内容修正を行う）

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削除

地元農家や営農法人、認定農業者等を連携しながら、白馬村棚田地域の耕作放棄地を減少させ、営農を維持する。

- ・ 担い手の確保

地域おこし協力隊員制度等を活用しながら、白馬村棚田地域における担い手の確保を促進し、白馬村営農支援センターと連携しながら、新規就農者を対象に営農指導や販売支援を行う。

保全活動ボランティア等の活動を推進し担い手・関係人口の創出を推進する。

- ・ 生産性、付加価値の向上

白馬村棚田地域において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手の確保を促進し、中山間地域直接支払交付金事業を活用したスマート農業（ICT、AI、IoT）を活用した取組について推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進

行政特産品部署及び各企業と連携し、棚田米等のブランド化を図るとともに、棚田地域の農産物及び加工品等の販路の拡大を推進する。

- ・ 自然環境の保全・活用

白馬村棚田地域において、電気柵等を設置するなど、鳥獣被害防止を推進する。

自然ふれあいイベント等（既存の内山地区ホタル観測会、北城・神城地域の川や源流等の自然観測イベント及び新規に計画するイベント）を開催・活動継続を推進する。

水路の清掃活動、ホタルや植栽の管理及び調査、オオカワチジャ等の外来植物の調査及び駆除活動により水環境・生態系の維持活動を継続させながら、自然環境の促進を図る。

- ・ 良好な景観の形成

白馬村棚田地域において、行政区や景観植物維持促進活動を行っている各組織と連携しながら、景観作物の定植や管理を推奨し、景観保全に係る維持を推進する。

棚田地域に関係する文化財政策・景観政策と連携しながら良好な景観の形成を促進する。

- ・ 伝統文化の継承

棚田地域で行われる各種祭り等の伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農村交流体験イベント等を通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域おこし協力隊員制度等を活用し、移住・定住者の創出を図る。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

棚田地域の良好な景観資源を活用した新規のイベントを推進し、既存のイベントの継続及び観光に関する環境整備を図ることで、観光客を誘客する。

・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
棚田地域の農産物を活用した加工品等の特産品の開発・製造・販売を推進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、各地域で環境保全活動を行う組織や各種イベント等を実施する企業等は環境保全及び観光資源向上の活動を実施することとする。

村内の認定農業者や営農法人は網羅することが困難なため、オブザーバーとしてあらゆる活動に助言・協力を仰ぎ、個別の判断にて協議会及び活動の参加を推進するものとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

白馬村棚田地域振興協議会は、白馬村行政関係、農業者、関係集落代表者等で構成される。参加者の名称又は氏名は別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項